



長居検査員、おはようございます。

今回も前号の「コンクリート構造物」に引き続き、検査件数多い「舗装工事」について、検査員がどのような視点で品質を確認しているのかポイントを教えてください。

はい、わかりました。

それでは、審査項目別運用表の「品質」で「舗装工事」のチェックポイント項目の中から、よく見落としがちなものについていくつか紹介しましょう。

まず、【ブルーフローリング】についてです。

ブルーフローリングは、路床や下層路盤の仕上げ後に均一性・たわみや不良箇所等の有無や締固めの適正さを確認する試験で検査する上で必須な事項です。

なお、歩道、路肩及び取付坂路等は、監督員の承諾を得て省略できるとされています。

残念ながら、承諾を得ないで省略している事例が多いですね。



それは私もうっかりしていました。

省略には監督員の承諾が必要ということですね、これから気をつけます。

次に留意することはなんですか？

次は、【浮き石や有害物の除去】についてです。

例えば、表層工の施工前に上層路盤の浮き石や有害物を除去していることが確認できるかということです。

案外、確認できる写真等管理記録がないんです。

除去（清掃）確認作業や完了後などの写真を数枚付けるだけでいいんですけどね。



そうですね。

このことは下層路盤施工前の路床や上層路盤施工前の下層路盤も同じですね。

続いて、留意することはなんですか？

最後は、【切削後の舗装面のクラック補修】についてです。
これには、2つのチェック項目があります。
1つ目は、クラック等の異常発見後に報告・協議のうえ対応方針を決定しているか
です。
これは、ほぼ適正に行われているようです。



2つ目は、補修されていることが写真等管理記録で確認できるかです。
補修には通常、クラックシートが使われますが、
その長さや重ね合わせの出来形が確認できるかです。
例えば
15m（シート長:15m/10-ルの場合）を超える箇所には必ず重ね合わせが
生じますので重ね合わせ幅5～8cm以上が確保されているかなどを確認します。
竣工図書にすべての写真等管理記録を添付する必要はありませんが、
検査員が求めれば管理記録等を提示しなければなりませんので
留意してください。



わかりました。

設計図書どおり施工していたとしても、
検査時に写真等管理記録で確認できなければ品質を評価できないということ
ですね。

次回は「**建築関係**」の検査ポイントについて教えてください。



次回は、梁本（ハルト）検査員をお願いします。



●本日のポイント

工事検査課ホームページをのぞいてみましょう。

工事検査課のQRコード



<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

【関係資料】

- ・工事成績採点の考査項目別運用表〔令和2年4月1日適用〕

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居（ナギ）検査員



：若井（ワヰ）検査員